

# 生徒心得

三重県立木本高等学校

## I 学校生活について

### 1. 登下校について

- (1) 始業時(午前8時45分)には自席に着席する。
- (2) 欠席や遅刻をする場合は、保護者が学校に連絡する。
- (3) 遅刻した場合は、遅刻届を記入し、担任と授業担当者に提出する。
- (4) 登校後、やむを得ず早退や外出が必要な場合は、外出届を担任に提出し許可を得る。
- (5) 最終下校時刻(午後7時00分)を厳守する。

### 2. 授業及び休み時間について

- (1) SHR、授業、集会、放送等の連絡を聞き、その指示に従って行動する。
- (2) 各休み時間の間に、次の授業の準備をしておく。
- (3) 教室以外での授業や集会等で移動する場合は、休み時間中に移動する。
- (4) 授業で与えられた課題や宿題にしっかり取り組み、提出期限を厳守する。
- (5) 始業時から終業時までの間は、許可なく校外に出ない。
- (6) 保健室で休養した場合は、その旨を担任または授業担当者に報告する。

### 3. 考査について

- (1) 試験開始 3 分前に指定された座席に着席すること。
- (2) 教科書、ノート、プリント等は鞆に入れて、机の中は空にする。
- (3) 携帯電話は電源を切り、鞆に入れておく。
- (4) 特に指示のない場合を除き、机上には筆記用具と消しゴムのみとすること。
- (5) 不正行為やまぎらわしい行為はしない。
- (6) 体調不良等、やむを得ない理由を除き、途中退室は禁止する。
- (7) 欠席や遅刻をする場合は、9 時までに保護者が学校に連絡をする。

### 4. 校内生活について

- (1) 校内では制服を着用すること(部活動時は除く)。
- (2) 携帯電話の使用はマナーを守るとともに、授業中は電源を切り使用しない。
- (3) 持ち物の自己管理を徹底する。
- (4) 教室、ロッカー、下駄箱等の整理整頓を心がけ、指定以外の場所に私物を置かない。
- (5) 本校指定のスリッパ、体育館シューズを履き、上下兼用しない。
- (6) 避難経路や避難方法を確認し、緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。

### 5. 懲戒について

- (1) 犯罪行為、ぐ犯・不良行為、校則に違反、問題行動を起こしたりすると懲戒(処分としての懲戒、指導としての懲戒)の対象となる。

## Ⅱ 服装・みだしなみについて

### 1. 制服について

#### A パターン(学生服)

1. 木本高等学校指定の黒色の標準学生服とする。(万年カラーの学生服も可。日被連マーク入りが望ましい)

#### B パターン(ブレザー&スカート)

1. 濃紺地にて、木本高等学校ブレザー型制服原型図をもとに作成されたものとする。

#### C パターン(ブレザー&スラックス)

1. 濃紺地にて、木本高等学校ブレザー型制服原型図をもとに作成された上衣と本校指定のスラックスとする。

※A、B、Cパターンとも夏季は白いカッターシャツを着用する。

### 2. 靴について

(1)黒・茶系統の革靴、もしくは運動に適したもの。サンダル類は禁止とする。

### 3. ソックスについて

(1)色は極端に華美でないものとする。

(2)ストッキングの着用を認める。無地で色は黒、ベージュとする。

### 4. ベストについて

(1)色は「紺、黒、グレー、白、ベージュ」とする。

(2)ベストの形状は「Vネック」とし、丈は「自分の体型にあったもの」とする。

(3)柄やデザインに関しては、「無地のもの」とし「ワンポイント」は認める。「襟首、襟口、袖」のラインは認める。

(4)ボタン・ポケットは禁止する。

### 5. 上履き

(1)本校が指定するゴムの部分の色で市販の学生用上履きであればメーカーは問わない。

### 6. 頭髪について

(1)奇抜な髪型は禁止する。

(2)パーマ、染毛、脱色、付け毛(エクステンション)、ひげ等は禁止する。

### 7. 防寒具

(1)制服の上着の上に羽織るもので高校生としてふさわしいものとする。但し、華美・高価なもの(毛皮コート、皮ジャン、Gジャン、スカジャンなど)は禁止とする。

(2)マフラー、手袋についても認める。

(3)校内において着用は禁止する。

## 8. その他

- (1)化粧は禁止する。またピアス、指輪などの装飾品やカラーコンタクト、マニキュアなどの高校生活に不必要なものは禁止とする。

## Ⅲ 自転車通学について

### 1. 許可について

- (1)自転車通学は、自転車通学に関するルールを厳守したうえで許可する。
- (2)自宅から最寄りの駅、バス停まで自転車を使用する者も届けをすること。

## Ⅳ アルバイトに関する規定

### 1. 基本方針

本校生徒のアルバイトについては、以下の条件を満たしている場合は届け出て行なうこととする。

#### 【条件】

- (1)長期休業中・土・日・祝日のみとする。但しテスト発表後から終了時までの土・日・祝日は禁止とする。
- (2)就業時間は1日8時間以内とし、午後10時までには帰宅していること。
- (3)保護者が生徒を管理できる範囲内であり、外泊等は伴わないこと。
- (4)単車・自動車等を使用する業務には就かないこと。(同乗運搬も含む)
- (5)パチンコ・スナック等の風俗営業、その他高校生にふさわしくないとされる業務には就かないこと。
- (6)学業が著しく不振でないこと。
- (7)特別指導等の指導期間中はアルバイトをすることはできない。

## Ⅴ 運転免許取得について

### 1. 二輪車の運転免許取得について

- (1)高等学校在学中は、原則として二輪車等の運転免許取得を禁止する。ただし、次の条件に該当する場合は事情により許可することがある。
  - ①鉄道・バス等の交通機関及び自転車の利用が極めて困難な地域からの通学者など、校長が特に止むを得ぬ事情があると認める者。
  - ②その他校長が特に必要と認める者。
- (2)原則として50cc以下に限るものとする。

### 2. 普通自動車運転免許の取得について

- (1)免許取得の条件
  - ①自動車学校に入校できるのは、夏休み以降で、進路決定者のみです。合格通知書などの正式な文書を持って、生徒指導部で手続きをすること。
  - ②冬休み明け以降は、進路が決定していない場合でも入校を許可する。